

筑西広域市町村圏事務組合消防本部の救急業務等に関する規程

平成 11 年 4 月 1 日
訓令第 7 号

改正	平成16年 3 月 1 日訓令第 2 号	平成17年 3 月22日訓令第 2 号
	平成20年 3 月14日訓令第 8 号	平成23年 9 月15日訓令第 4 号
	平成25年 3 月 7 日訓令第 2 号	平成29年 3 月17日訓令第 5 号
	令和 4 年 3 月25日訓令第 2 号	

(目的)

第 1 条 この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）に定める救急業務及びこれに付随する業務（以下「救急関係業務」という。）の実施について必要な事項を定めその能率的な運営を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程による用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 救急業務とは、法に定める救急業務をいう。
- (2) 救急事故とは、法及び令に定める救急業務の対象である事故をいい、別表に掲げるものをいう。
- (3) 救急自動車（以下「救急車」という。）とは、救急業務を行う自動車をいう。
- (4) 医療機関とは、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）に定める病院等をいう。
- (5) 救急救命士等とは、救急救命士を含む救急隊員及び管理統制課員をいう。
- (6) メディカルコントロールとは、救急活動における救命効果等の向上を目指して、救急救命士等の行う応急処置等の質を医学的観点から保証し、同時に傷病者の安全性を確保する仕組みをいう。（以下「MC」という。）
- (7) MC体制とは、茨城県においてMCの構築のため組織した一体である茨城県救急業務高度化推進協議会（以下「茨城県MC」という。）及び筑西広域管内で構築された組織の一体である筑西広域メディカルコントロール協議会（以下「筑西MC」という。）をいう。
- (8) いばらき消防指令センターとは、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会事務組織規程（平成 27 年協議会規程第 1 号）に規定するいばらき消防指令センターをいう。

(消防長の責任)

第 3 条 消防長は、この規程の定めるところにより、筑西広域市町村圏事務組合消防本部管内の救急事情の実態を掌握し、これに対する救急体制の確立を図るとともに消防署長を指揮監督し、救急関係業務運営の万全を期さなければならない。

(消防署長の責任)

第 4 条 消防署長は、この規程の定めるところにより、所属職員を指揮監督し、救急関係業務に関する事務処理、関係簿冊の整理、保管及び資器材の整備について万全を期さなければならない。

(関係機関との連絡)

第 5 条 消防長は、医療機関及びその他の関係機関と救急業務の実施について常に情報を交換し、緊密な連絡調整を図るように努めなければならない。

(救急関係業務の実施区域)

第 6 条 救急関係業務の実施区域は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 48 年組合条例第 4 号）第 4 条に定める当該管轄区域とする。ただし、消防署長が必要

と認めた場合、又は応援協定の締結事項に該当する区域はこの限りではない。

(救急隊の編成)

第7条 救急隊は、救急車1台及び救急隊員3名以上をもって編成する。ただし、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であつて、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急車に同乗する場合は、救急業務の実施に支障がないものとして、救急車1台及び救急隊員2名をもって編成することができる。

2 前項の救急隊員は、救急隊長（以下「隊長」という。）並びに隊員及び機関員（以下「隊員」という。）をもって編成する。

3 隊長は消防士長以上をもって充てる。

4 消防長は、一時的に救急需要が増加し、又は通常の救急要請に支障が生じると予測される場合は、臨時救急隊を編成することができる。

(救急隊員の資格等)

第8条 隊長及び隊員は、次のいずれかに該当する者のうちから消防長又は消防署長が命ずる。

(1) 救急救命士（救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第2項に規定する救急救命士）

(2) 救急隊員の行う応急処置等の基準（昭和53年消防庁告示第2号）第5条第2項に規定する隊員

(3) 令第44条第5項各号のいずれかに該当する者

(救急指揮者及びその任務)

第9条 救急指揮者及びその任務は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部の多数傷病者発生時における活動要綱（平成25年消防本部訓令第1号）に基づき定める。

(救急隊員の服装)

第10条 隊長及び隊員は、救急業務を実施する場合は、感染防止衣及び保安帽を着用するものとする。ただし、傷病者に対する救急処置を施す場合において、保安帽では支障を来すと隊長が認めた場合にはこの限りではない。

(救急隊の任務)

第11条 救急隊は、法に定める救急業務を行うほか、医療上緊急を要する場合には医師、看護師、助産師等（以下「医師等」という。）又は資器材を搬送することができる。

(隊長の責務)

第12条 隊長は、上司の命を受け、隊員を指揮して前条に定める任務を遂行するとともに、救急関係業務に関する事務の処理及び救急資器材の整備について責任を負うものとする。

2 隊長は、任務遂行に当たり、いばらき消防指令センター及び管理統制課との連絡を密にしなければならない。

(救急隊員の心得)

第13条 隊長及び隊員は、業務の特殊性を十分自覚し、特に次の各号について留意しなければならない。

(1) 傷病者に対する言語、動作に十分注意し、迅速、的確、懇切、丁寧を旨とし、傷病者に羞恥心又は不快の念をいだかせないように努めること。

(2) 業務上知り得た事項は、みだりにこれを他に漏らさないこと。

(3) 常に身体、着衣の清潔保持に努めること。

(4) 常に救急技術、知識の向上に努めること。

2 隊長及び隊員は、事故の防止及び傷病者の病態に十分留意し、傷病者の応急処置等に当たっては、各種疾病の感染防止に努めること。

(救急活動基準)

第14条 救急救命士等が行う必要な処置や行動に関することについては、筑西MC救急活動プロトコールに定めるところによる。

(ドクターカー及びドクターヘリの要請)

第15条 管理統制課長又は隊長は、いばらき消防指令センターが別に定める、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会特異な災害等に係る出動指令に関する要領(平成27年茨指運協第40号)ドクターカー及びドクターヘリの出場要請の契機により要請するほか、別に定める出動要請基準に則り、早期医療投入を要すると判断した場合は、ドクターカー又はドクターヘリを要請できる。

2 前項に定めるもののほか、要請及び連携要領に関して必要な事項は消防長が別に定める。

(搬送順位)

第16条 隊長は、救急現場において、原則として症状が重いと認められる者を優先的に搬送するものとする。

2 複数の傷病者が発生した場合、救急車1台につき重症傷病者1名の搬送を原則とする。

(救急処置等)

第17条 救急隊員は、傷病者を医療機関の医師に引継ぐまでの間、又は医師が現場に到着するまでの間に、応急処置を実施しなければ当該傷病者の生命に危険があり、又はその症状が悪化するおそれがあると認められる場合に救急処置を行うものとする。

2 前項の救急処置は、救急隊員の行う応急処置等の基準第6条各項に定めるところにより行うものとする。

(救急救命士としての活動開始時期)

第18条 救急救命士としての活動開始時期は、救急救命士法第6条第1項で定める救急救命士名簿に登録され、かつ、消防長が指示した就業前病院実習が終了した日からとする。

(医師の指示)

第19条 前条に基づき活動を開始した救急救命士が特定行為を行う場合は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部救急救命士の運用要綱(平成25年消防本部訓令第4号。以下「救急救命士の運用要綱」という。)第7条に定めるところにより行うものとする。

(警察への協力)

第20条 隊長又は指揮本部長は、救急関係業務の実施に当たり、交通事故、加害事故等警察機関に通報する必要があると認められる場合には、速やかに警察機関に通報するとともに、現場保存及び証拠の保全に務め、又は事故現場において社会通念上悪影響を及ぼすものとして搬送を依頼された場合には、警察機関に協力するものとする。

(錯乱者の対応)

第21条 隊長は、当該傷病者が錯乱状態のため、自己若しくは他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警察官の出場を要請するものとする。

(医療機関等の選定)

第22条 隊長又は管理統制課長は、傷病者の観察結果及び医療情報等を総合的に判断し、搬送先医療機関の選定を行うものとする。

2 隊長は、傷病者又はその家族等から、かかりつけ医療機関、その他の特定の医療機関への搬送を依頼された場合は、傷病者の生命に危険がなく、傷病者の症状に適合していると判断された場合に限り、依頼された医療機関を選定するものとする。

(医師搬送等)

第23条 救急車による医師等の搬送は、次によるものとする。

(1) 救急要請時又は現場到着時において、傷病者の状況により搬送の可否について医師の判断を必要とするとき。

(2) 救急現場において、救急車に収容困難な状況にある傷病者の生命維持及び応急処置のため、医師等を必要とするとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、傷病者の状態から医師等の搬送を必要とするとき。

2 救急車への医師等の同乗要請は、次によるものとする。

(1) 傷病者を搬送途上で、容体の急変により一時的医療処置を受けるために立ち寄った医療機関の医師が、目的医療機関まで医療を継続する必要を認めたとき。

(2) 救急現場において、救急車に収容困難な状況にある傷病者の生命維持及び応急処置のため、医師等を必要とするとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、傷病者の状態から医師等の同乗を必要とするとき。

(医療資器材等の搬送)

第24条 医療資器材等の搬送は、次によるものとする。

(1) 医療機関及び救急業務実施機関等から、医療処置上必要なものとして緊急に搬送を依頼されたとき。

(2) 救急現場において、応急処置上必要なものとして緊急に搬送を必要とするとき。

(搬送の制限)

第25条 隊長は、傷病者又はその近親者等が搬送されることを辞退若しくは拒否した場合、又はその傷病の種類若しくは程度によっては、医療機関等への搬送を行わず必要に応じた現場処置にとどめることができる。ただし、傷病者又はその近親者等が搬送されることを辞退又は拒否した場合であっても、搬送しないことが傷病者の生命に著しく危険であると判断したときは、この限りではない。

2 前項の場合において隊長は、傷病者を搬送することが傷病の程度を悪化させ又は生命に重大なる影響を及ぼすものと認められるときは、医師の診察を要請し、その意見を求める等の配慮をしなければならない。

3 傷病者が医療機関等へ搬送されることを辞退又は拒否した場合にあっては、処置の有無にかかわらず、救急活動記録票に傷病者又は関係者の署名を求めるものとする。

(死亡者の対応)

第26条 隊長は、傷病者が明らかに死亡している場合又は医師が死亡していると診断した場合は、これを搬送しないものとする。

(住民に対する協力の要請)

第27条 隊長は、法第35条の10の規定に基づき隊員が事故現場付近にある者の協力を求めるに当たっては、協力者の危害防止に十分留意する。

(関係者の同乗)

第28条 隊長は、救急関係業務の実施に際し必要と認めるときは、傷病者ととともに、その関係者、医師等又は警察官を救急車に同乗させることができる。

(転院搬送時の注意)

第29条 医療機関等からの要請により、傷病者を他の医療機関等へ搬送する場合（以下「転院搬送」という。）は、要請側において搬送先の選定とその受入態勢の確保をするとともに、前条により医師等の同乗を求めるものとする。ただし、医師等の同乗による病状管理の必要がないと認め、かつ、搬送途上における相当な措置を講じた場合に限り、医師等を同乗させないで搬送することができる。

(未成年者の対応)

第30条 未成年の傷病者を搬送する場合は、努めてその保護者を同乗させるものとする。

(医師への引継ぎ)

第31条 隊長は、医療機関等へ傷病者を搬送したときは、医師に対し、次の各号の事項を告げるものとする。ただし、搬送時医師等が同乗した場合、又は転院搬送に際し当該医療機関相互において連

絡の行われた場合はこの限りではない。

- (1) 現場到着時の傷病者の容体及び環境
- (2) 受傷又は発病の推移、原因及び経過
- (3) 現場到着から医療機関到着までの所要時分とその間における傷病者の症状経過
- (4) 救急処置の概要
- (5) その他医師の参考になると思われる事項
(所持品の取扱い)

第 32 条 傷病者の所持品の保存取扱いについて十分な配慮を行うとともに、次の各号によるものとする。

- (1) 搬送に際しては、所持品の有無を点検すること。
- (2) 身元確認のため所持品を調べる場合は、警察官に依頼するか、又は医師、関係者の立会いのもとに行うこと。
- (3) 貴重品の取扱いは、特に慎重に行い、やむを得ない場合に限って自ら保管するほかは、おおむね次の順序に従って他に依頼すること。この場合においては、救急活動記録票、茨城県病院前救護活動記録票のいずれかに所要の事項を記載すること。
 - ア 傷病者の近親者
 - イ 警察官
 - ウ 立会いの医師
 - エ その他適当と認められる者(要保護者等の対応)

第 33 条 消防署長は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める被保護者又は要保護者と認められる傷病者を搬送する場合には、速やかに救護現場を管轄する福祉事務を担当する機関に対して連絡するとともに、その旨を収容医療機関等へ報告するものとする。

(感染症傷病者の対応)

第 34 条 消防署長は、救急隊が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条に規定する疾病（以下「感染症」という。）又はその疑いのある傷病者を搬送した場合には、保健所長の指示に従って当該救急隊に対し清掃方法、消毒方法、その他必要な処置を行うよう命ずるとともに、消防長に報告するものとする。

(傷病者の家族等への連絡)

第 35 条 隊長は、救護に際し傷病者の傷病程度、その他により必要があると認めるときは、傷病者の家族等に対し、速やかに事態の概要を連絡するよう努めるものとする。

(救急業務計画)

第 36 条 消防長は、救急業務実施基準（昭和 39 年自消甲教発令第 6 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき救急業務計画を別に定める。

(救急訓練)

第 37 条 消防署長は、前条の救急業務計画に基づき救急業務の円滑適正を図るため、年 1 回以上救急現場を想定した訓練計画をたて、関係機関と連携し総合的な救急業務訓練を行うものとする。

2 消防署長は、隊長及び隊員に対し救急業務を行うに必要な学術及び技術を習得させるため、常に教育訓練を行うよう努めなければならない。

(救急救命士等の技術維持)

第 38 条 消防長は、MC 体制と連携して救急救命士等の救急活動に関する資質の維持向上を図るため、必要な研修等を実施するものとする。

(救急救命士の再教育)

第 39 条 消防長は、茨城県MCが定める救急救命士の再教育実施要領により、筑西MCと連携して救急救命士の再教育に努めなければならない。

(救急業務に関する記録)

第 40 条 隊長は、救急活動を行った場合には、救急活動記録票、茨城県病院前救護活動記録票のいずれかに記録しておくものとする。

2 隊長は、応急処置等を行うに際し医師の指示があった場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を救急活動記録票、茨城県病院前救護活動記録票のいずれかに記録しておくものとする。

3 その他、救急救命士の運用要綱第 10 条に定めるものとする。

(救急業務に関する諸報告)

第 41 条 救急業務に関する諸報告は、次の各号により確実に行わなければならない。

(1) 隊長は、救急隊が帰署したときは、救急関係業務実施の状況について、速やかに口頭又は電話で消防署長に報告するとともに、詳細は別に書面で報告しなければならない。

(2) 消防署長は、事故の状況が重大又は特異であると認められるときは、速やかに口頭又は電話で消防長に報告し、事故の内容が判明次第、その詳細を救急・救助事故即報(様式第 1 号)により報告しなければならない。

(3) 前号の重大又は特異な事故とは、おおむね次に掲げる事故をいう。

ア 負傷者が 5 名以上の場合

イ 死者が出た場合

ウ 犯罪事故の場合

エ 伝染病若しくは中毒事故の場合

オ 発生原因又は救急活動等において特異性のあった場合

カ ドクターカー及びドクターヘリの活動事案

キ その他必要があると判断される場合

2 救急業務に関する茨城県への諸報告は、次の各号により確実に行わなければならない。

(1) 隊長は、救急活動中及び医療機関引揚げ後に、救急関係業務実施の状況について、速やかに無線通信又は電話で管理統制課長に詳細を報告しなければならない。

(2) 警防課長は、事故の状況が茨城県火災・災害等即報要領の基準に該当すると認められるときは、速やかに書面又は茨城県防災情報ネットワークシステム端末で、その詳細を救急・救助事故即報(様式第 1 号)により茨城県へ報告しなければならない。

(3) 前号の茨城県火災・災害等即報要領の基準とは、次に掲げる事故をいう。

救急救助事故

ア 熱中症により発生した救急・救助事故

イ 路面凍結により発生した救急・救助事故

ウ 死者 5 人以上の救急事故

エ 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

オ 要救助者が 5 人以上の救助事故

カ 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上を要した救助事故

キ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

ク 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故

ケ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

コ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故

武力攻撃災害等

ア 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出

その他の人的又は物的災害

イ 武力攻撃の手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

3 消防署長は、救急関係業務に関連して紛議、事故等の発生を知ったときは、速やかに口頭又は電話で消防長に報告し、その指示を受け事案の処置に当たるとともに、その状況については別に書面で報告しなければならない。

(救急活動の検証等)

第42条 消防署長及び警防課長は、それぞれに選任されている救急担当責任者等を中心に、おおむね次に掲げる救急業務について検証を実施し、その結果を消防長に報告しなければならない。

(1) CPA事案

(2) 重症以上で各署高度救急救命担当が必要と判断した事案

(3) 発生原因又は救急活動等において特異性のあった事案

(4) ドクターカー及びドクターヘリの活動事案

(5) 搬送困難症例事案(重症以上で病院選定4回以上又は現場滞在時間30分以上)

(6) その他検証の必要があると判断される事案

2 消防長は、前項により報告された救急事案について再検証を実施し、医学的見地からの検証が必要と判断した事案について、筑西MC等検証医師に検証を依頼しなければならない。

3 消防長は、筑西MC等検証医師に検証を受けた場合、職員に対しその結果の周知に努めなければならない。

4 消防長は、救急業務の円滑で充実した連携の構築を目的に年に1回以上、警防課長と消防署長との合同会議の開催に努めなければならない。

(勤務交代と引継ぎ等)

第43条 救急隊の勤務交代に当たっては、次の事項について確実に事務の引継ぎを実施し、事務の運営に支障のないように努めなければならない。

(1) 救急車の整備状況と異常の有無

(2) 積載資器材の異常の有無

(3) 積載薬品の使用状況及び残量数等

(4) その他必要な事項

(救急活動記録票の閲覧)

第44条 消防署長は、救急活動記録票、茨城県病院前救護活動記録票を部外者に閲覧させてはならない。ただし、次の各号の場合はこの限りではない。

(1) 根拠法令を明示した公文書等による要請があった場合

(2) 警察官等の捜査上の必要による要請等で消防長が特に認めた場合

(3) 学術研究上の必要による要請等で消防長が特に認めた場合

(救急搬送証明)

第45条 消防署長は、当該傷病者又はその関係者から救急搬送証明の願い出があったときは、救急搬送証明願(様式第2号)により証明するものとする。

(文書作成等の要領)

第46条 この規程に定めるもののほか、救急関係業務に関する文書の作成、整理及び保管の要領は、筑西広域市町村圏事務組合消防文書取扱規程(昭和48年組合訓令第6号)によるものとする。

(証人出頭等の報告)

第47条 消防署長は、救急関係業務に関して法令に基づき司法機関、捜査機関等から職員の出頭、供述又は資料の提出を求められた場合、消防長の承認を得てこれに応じたときは、10日以内にその結

果を出頭・供述・資料提出報告書（様式第3号）により消防長に報告するものとする。

（消毒及び清掃）

第48条 消防署長は、次の各号の定めるところにより、救急車及びその積載品その他救急用資器材等の清掃及び消毒を実施し、常に衛生保持に努めなければならない。

（1）定期消毒 毎月1回

（2）使用后消毒 每使用后（使用資器材）

2 前項に規定する消毒を実施する際の消毒薬品及び使用方法については、別に定める。

（救急医薬品等の受払い）

第49条 消防署長は、救急車に備えてある医薬品等について、救急医薬品等受払簿を備付け、常に受払いの状況を明確にしておかなければならない。

（救急車に備える器具等）

第50条 救急車には、救急業務実施基準の別表に掲げる救急器具及び材料を備えるものとする。

（住民に対する普及啓発）

第51条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を計画的に推進するよう努めるものとする。

2 応急手当の普及啓発活動の推進に関することについては、筑西広域市町村圏事務組合消防本部の応急手当普及啓発活動に関する実施要綱（平成6年消防本部訓令第1号）に定めるところによる。

（民間患者等搬送事業に関する指導等）

第52条 消防長は、民間の事業者が搬送自動車等を使用し、患者等の搬送業務を行う事業に対する指導等に努めるものとする。

2 患者等の搬送業務を行う事業者に対する指導及び認定については、筑西広域市町村圏事務組合消防本部患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱（平成11年消防本部訓令第15号）に定めるところによる。

（災害救助法における救助との関係）

第53条 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合における救急関係業務の実施は、同法の規定に基づく救助に協力する関係において実施するものとする。

附 則（平成11年4月1日訓令第7号）

1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

2 筑西広域市町村圏事務組合消防本部の救急業務等に関する規程（昭和56年訓令第12号）は廃止する。

附 則（平成16年3月1日訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月22日訓令第2号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月15日訓令第4号）

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月7日訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月17日訓令第5号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月25日訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

救急事故の種別

種別	摘要
火災	火災現場において直接火災に起因して生じた事故をいう。
自然災害事故	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、雪崩、地すべり、その他の異常な自然災害に起因する災害による事故をいう。
水難事故	水泳中（運動競技によるものを除く。）の溺者又は水中転落等による事故をいう。
交通事故	すべての交通機関相互の衝突及び接触又は単一事故若しくは歩行者が交通機関に接触したこと等による事故をいう。
労働災害事故	各種工場、事業所、作業所、工事現場等において就業中発生した事故をいう。
運動競技事故	運動競技の実施中に発生した事故で直接運動競技を実施しているもの、審判員及び関係者等の事故（ただし、観覧中の者が直接に運動競技用具等によって負傷した者は含み、競技場内の混乱による事故等は含まない。）をいう。
一般負傷	他に分類されない不慮の事故をいう。
加害	故意に他人によって傷害等を加えられた事故をいう。
自損行為	故意に自分自身に傷害等を加えた事故をいう。
急病	疾病によるもので救急業務として行ったものをいう。
その他	転院搬送、医師等の搬送、医療資器材等の搬送、その他のもの（傷病者不搬送件数のうち、他の救急事故に分類不能のものを含む。）をいう。

備考

- 1 種別は救急隊の出場の対象となった事故等の主たる事象により分類する。
- 2 前1により分類できない場合は医師の診断した主たる傷病名により分類する。

様式第1号（第41条関係）

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

第

報

消防長

様

救急・救助事故即報

報告日時	年 月 日 時 分
所 属	
報告者名	

救急事故等の種類			
発 生 場 所			
発 生 日 時		覚知方法	
事 故 等 の 概 要			
死傷者等	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（人）
	計 人	{ 重症 人（人） 中等症 人（人） 軽 症 人（人）	
	不 明 人		
救 助 活 動 の 要 否			
要 救 護 者 数 （ 見 込 ）		救助人員	
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書き記入する。

様式第2号（第45条関係）

救 急 搬 送 証 明 願

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部
消防署長 様

住 所
届出者
氏 名

下記のとおり筑西広域市町村圏事務組合消防本部の救急自動車により、搬送されたことを証明下さるようお願いいたします。

発 生 日 時		
発 生 場 所		
傷病者	住 所	
	氏 名	(歳) 男・女
収 容 医 療 機 関		
提 出 先		
使 用 目 的		
備 考		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防署長

印

※ 救急出場場所と発生場所が異なる場合は、備考欄に記入すること。

消防長 様

消防署長 印

出頭・供述・資料提出報告書

日	時	場	所	理	由
年	月	日	(曜日)		
時	分	～	時	分	
出 頭 供 述 書	氏 名		階 級	当該救急事故発生当時の職務	
当該救急 事故等の 概要					
尋問事項又は資料の種類			供述又は資料の内容		

(注) 1 標題は出頭、供述、又は資料提出の区分により該当事項を○で囲むこと。

2 救急活動記録票、承認呼出状等の関係書類の写しを添えること。